

# 教育・保育に係る提供区域の設定（案）について

## 1 教育・保育提供区域について

### (1) 設定の根拠（子ども・子育て支援法第 61 条）

事業計画策定にあたって、区市町村は、区域を設定した上で、当該区域ごとの量の見込み（＝需要）と確保方策（＝供給）を定めるものとされている。

### (2) 設定の目的

地理的条件や社会的条件（河川、鉄道、道路など）、施設整備状況などを総合的に勘案し、本区の教育・保育・子育て支援サービスの提供基盤を向上・充実させていくため、必要なサービスを必要な時期に適切に提供していくことを目的として区域の設定を行うこととする。

### (3) 設定による効果

区域設定が持つ基盤整備上の効果は、主に次に掲げる事項となるが、設定の前提として、区域を越えた利用ができないなど、実際の施設・事業等の利用にあたっての制限が生じることはない。

ア 区域を設定することにより、各区域内の需要と供給を考慮した施設・事業の認可・認定の判断基準となる。

イ 区域内で供給が不足している場合は、各施設・事業の認可権者は原則認可等を行わなければならないとされている。

ウ 区域内で供給が過多となっている場合は、認可等をしないことができる、いわゆる需給調整を行うことが可能である旨が定められている。

エ 保護者等の就労の有無などにかかわらず、教育・保育・子育て支援事業を一体的に提供できる「認定こども園」へ幼稚園や保育所から移行する場合は、区域内で供給過多となっても、事業者の移行希望等を踏まえ、量の見込みに加えて都道府県計画で定める数を設定する特例措置が設けられている。

## 2 これまでの検討経緯

### (1) 第 2 回作業部会（3 月 5 日）での中間整理

利用者に対して柔軟にサービスを提供していくためには、区域設定はあまり細かなものとせずある程度大枠でとらえ、現実的にサービス提供基盤を整備することができる規模で設定していくことが妥当として、教育・保育に係る提供区域については、2 区域、4 区域案の 2 つに絞り、引き続き検討としたこと。

### (2) 第 3 回子ども・子育て会議（3 月 28 日）での主な意見

○ 7 区域など身近な区域の設定がわかりやすい。

○ 2 区域設定となった場合、広い地域の中で偏りが生じると思われるので、区域は細かく設定した方がよいように思う。

○ 区域の設定は計画の基礎数値算出のためのもので、利用者のサービス利用には関係ないことから、柔軟にサービスの需給が可能な大きな区域の設定の方が望ましいと思われる。 など

### 3 第3回作業部会（4月18日開催）での検討状況

#### （1）主な意見等

- この区域設定は、教育や保育等のサービスの利用を制限するものではないことをきちんと説明すべきである。
- 区域設定はできるだけ大きく、2区域とすべきと考える。
- 本区の地域特性を踏まえれば区分けをするべきである。
- この区域は行政区のようなものではない。実際に基盤整備を行うにあたり施設を設置する民間事業者の意向などを考慮すると柔軟性も確保している必要がある。
- 地域ごとに特性が異なるため、地域地域で需給を調整することが必要である。
- あえて区域を設定しなくてもよい。

#### （2）作業部会でのとりまとめ

- 教育（1号認定）は、1区域とする。
- 保育（2号及び3号認定）は4区域とする。  
ただし、これよりも大きい2区域とすべき意見があった。

### 4 対応方針案

- 身近な地域で教育・保育施設等を利用できることは、基盤整備を行っていく上で重要な観点である。その上で、利用者の置かれている立場も様々であり、必要なサービスを確実に提供するためには、ある程度大枠で区域を設定する中で需要量を見込み、柔軟な基盤整備を行うことが妥当であると考ええる。
- 細かな区域にピンポイントで整備することは、わかりやすく直接的な基盤整備と考えられるものの、必要な時期に必要な供給を確保できるとは限らない。そのため、ある程度大枠の区域の中で需要に見合った供給を確保することで、結果として、利用者が選択できる施設・事業の幅が広がる。
- 教育・保育提供区域の設定は、保育・教育及び地域子ども・子育て支援事業のサービス量を見込むための区割りであって、区域ごとに各サービスの利用を制限するものではない。

以上の観点を踏まえた対応方針案は次のとおり。

- 保育（2号及び3号認定※）に係る提供区域については、2区域案よりも身近な地域であり、また、基盤整備上の柔軟性も考慮して、河川、道路、鉄道等を考慮した4区域とする。
- 教育（1号認定※）に係る提供区域は、利用状況と利用希望がおおむね均衡しており、また、広域利用も多いため区域を限定せず、本区全域（1区域）とする。

※1号・2号・3号認定とは

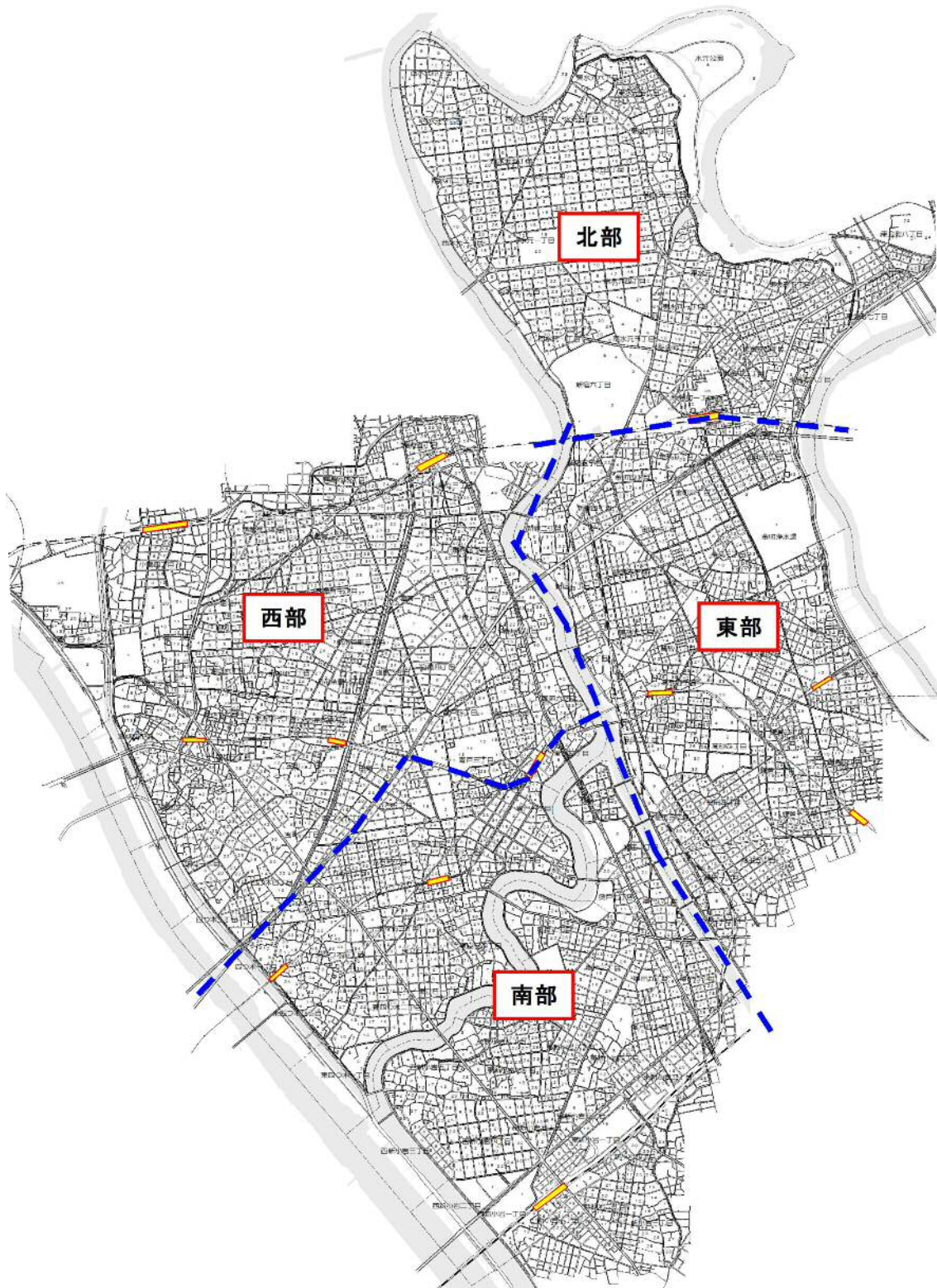
子ども・子育て支援法第19条第1項各号に定められた認定区分。

1号認定＝満3歳以上で2号以外のもの（幼稚園・認定こども園利用）

2号認定＝満3歳以上で保育の必要があるもの（保育所・認定こども園利用）

3号認定＝満3歳未満で保育の必要があるもの（保育所・認定こども園、保育ママ等利用）

【対応方針図案】



※1号認定は葛飾区全域（1区域とする）